

住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護

< 1. 都道府県 指定情報処理機関で保有する情報の限定 >

都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コード・付随情報(*)に法律で限定されています。

(*)付随情報とは、氏名・住所・性別・生年月日・住民票コードについての変更年月日、理由などの必要最小限の関連情報です。

都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。

住民票の写しの広域交付、転入転出の特例等の際には、市町村から市町村へ、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることもありませんし、これらのコンピュータを通過することもあります。

